

第53期 中間報告書

(平成30年10月1日から平成31年3月31日まで)

株式会社TKC

目次

株主の皆さまへ	1
会社の現況	2
中間連結貸借対照表	10
中間連結損益計算書	12
中間連結キャッシュ・フロー計算書	13
会社概要	14
役員等の状況	16
株主MEMO	17

本社ビル



株主の皆さまへ



株主の皆さまには格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第53期中間報告書をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

さて、当社の会計事務所事業部門では、栃木本社、システム開発研究所、TKCインターネット・サービスセンター、東京本社および全国で56都市に設置するSCGサービスセンターならびに9都市に設置する統合情報センターを拠点として、財務会計システムや税務情報システム、会員事務所の関与先を対象とするFXシリーズ等の自計化システムの充実に努めてまいりました。特に、本年は、当社のデータセンターに備蓄する決算書等の財務データを、会計事務所が関与先企業の依頼に基づき取引金融機関へ送信する「TKCモニタリング情報サービス」の推進を重要な戦略目標と位置づけ、会計事務所、関与先企業および金融機関の相互の信頼関係強化および関与先企業の資金調達力の強化の支援に努めております。また、国税と地方税の電子申告義務化に備えたシステムの普及によって大企業向け市場の拡大を図るとともに、法科大学院向けの教育学習支援システムの普及等にも取り組んでいます。

一方、地方公共団体事業部門においては、栃木本社および全国で13都市に設置する営業所を拠点として、行政効率の向上による住民福祉増進に資するクラウドサービスの活用支援を強化するとともに、社会保障と税の一体改革などに係る制度改正にもいち早く対応し、新規顧客の拡大とコンサルティング・サービスの充実に努めてまいりました。また、マイナンバーカードやマイナポータルなど新たな社会インフラを活用した電子行政サービスなどについて調査・研究・開発にも取り組んでいます。特に、本年3月に閣議決定された行政手続きを原則オンライン化する「デジタル手続法案」に対応した新製品・サービスの企画と開発を一段と加速するべく、専門部署を設置しました。

こうした活動の結果、当中間期における当社連結グループの経営成績は、売上高31,936百万円（前期比5.3%増）、営業利益4,678百万円（前期比4.0%減）、経常利益4,850百万円（前期比2.8%減）、そして、親会社株主に帰属する四半期純利益3,466百万円（前期比5.1%増）となりました。このような状況に鑑み、株主の皆さまのご期待に応えるため、中間配当金につきましては、昨年発表した中間配当金50円に5円増配し、1株につき55円とさせていただきます。

第53期下期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピューター・サービスに専門特化しながら、最新のICTを積極的に活用し、お客さまの事業を成功に導く新しいソフトウェア製品の開発とサービスの一層の充実に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月

代表取締役社長 角 一幸

会社の現況

1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの2つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ①TKC統合情報センター（全国9都市）によるコンピューター・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピューター・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イン트라ネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティー・サービス
- ③パソコンまたはクライアント・サーバに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

2. 当第2四半期の事業内容と経営成績

株式会社TKCおよびその連結子会社等6社を含む連結グループの当第2四半期連結累計期間（以下、当第2四半期）における経営成績は、売上高が31,936百万円（前期比5.3%増）、営業利益は4,678百万円（前期比4.0%減）、経常利益は4,850百万円（前期比2.8%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は3,466百万円（前期比5.1%増）となりました。

これは、会計事務所事業部門において電子帳簿保存法の要件を満たす財務会計システムのユーザー数が伸展したこと、および法人税の電子申告義務化に伴い大企業向けの「法人電子申告システム（ASP1000R）」のユーザー数が伸展したことによってコンピューター・サービス売上高とソフトウェア売上高が増加したこと、ならびに地方公共団体事業部門における基幹系システムの利用団体が増加したことによってコンピューター・サービス売上高が増加したことによります。

なお、営業利益および経常利益が前期と比較して減少している理由は、地方公共団体事業部門において、前期に計上した「マイナンバー制度」や「国民健康保険制度」の改正に伴うシステム改修による臨時的売上高および原価が当期は発生していないことによります。

当第2四半期における部門別の売上高等の推移は以下の通りです。

3. 当社グループの第2四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は22,107百万円（前期比3.5%増）、営業利益は4,519百万円（前期比6.0%増）となりました。その内訳は以下の通りです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比4.1%増となりました。これはクラウドサービスによる中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」や「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」などのユーザー数が伸展したことによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比2.4%増となりました。これは電子帳簿保存法の要件を満たす財務会計システムのユーザー数が伸展したこと、および法人税の電子申告義務化に伴い大企業向けの「法人電子申告システム（ASP1000R）」のユーザー数が伸展したことによります。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比4.0%減となりました。これは「FX4クラウド」および「OMSクラウド」等のユーザー数が伸展したことに伴い、クライアント／サーバー型システムに関わる立ち上げ支援料およびハードウェア保守料収入が減少したことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比1.4%増となりました。これは、Windows7のサポート終了が令和2年に予定されていることを受け、パソコンの買い換え需要が増加したことによります。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は7,948百万円（前期比12.1%増）、営業利益は119百万円（前期比78.6%減）となりました。その内訳は以下の通りです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比8.8%増となりました。これは前期新たに受注した基幹系システムユーザーからのアウトソーシング売上高やデータセンター利用売上高が増加したこと。さらに、L GWANクラウドサービスである「証明書コンビニ交付システム」や「課税資料イメージ管理システム」などのユーザー数が伸展したことによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比15.3%減となりました。これは、前期に計上したマイナンバー制度へのシステム対応、国民健康保険制度および介護保険制度の改正に伴うシステム改修による売上高およびその原価が当期は発生しなかったことによります。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比54.3%増となりました。これは前期新たに受注した基幹系システムユーザーからのシステム導入に係る売上高が増加したことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比139.8%増となりました。これは住基ネット関連機器などサーバーやネットワーク機器等の売上高が増加したことによります。

(3) 印刷事業部門（子会社：株式会社 T L P）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は1,880百万円（前期比1.2%増）、営業利益は34百万円（前期比26.2%減）の業績となりました。その内訳は以下の通りです。

- ① データプリントサービス関連商品の売上高は前期比6.7%増となりました。これは官公庁からの受注増、民間企業からのDM受注増などによります。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比8.2%減となりました。これはビジネス帳票の需要減退が続いていることによります。

4. 全社に関わる重要な事項

(1) 「電子帳簿ソフト法的要件認証」を取得

当社が会計事務所の関与先企業に提供する財務会計システム（FX2、FX4クラウド、e21まいスターなど）は、同業他社に先駆けて、平成31年3月29日、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）から「電子帳簿ソフト法的要件認証

制度」の第1号認証を取得しました。電子帳簿ソフト法的要件認証制度は、国税関係帳簿の作成・保存を行う市販ソフトウェアが電子帳簿保存法の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を充足していると認定したものに対して、JIIMAが認証を発行する制度です。

今日、我が国においては多種類の財務会計システムが企業において利用されていますが、その中で「電子帳簿保存法」に完全準拠したものが極めて少ないのが実態です。当社の財務会計システムは企業を納税義務者にとらえ、法人税法または所得税法に基づく青色申告制度の要件を満たすように設計されており、これから強く注目されていくものと期待しております。

(2) 海外ビジネスモニターの内部監査支援機能に関する特許を取得

「海外ビジネスモニター」（以下、OBM）の内部監査支援機能について平成31年1月11日、特許を取得しました（特許第6463532号）。

OBMは、海外に進出している日系企業（海外子会社）の業績を日本の親会社が「見える化」できるクラウドサービスです。海外子会社が会計データを現地の会計システムから切り出してTISC（TKCインターネット・サービスセンター）にアップロードすると、日本の親会社は、海外子会社の業績を、統一した勘定科目体系に基づいて、かつ現地語を日本語または英語に自動翻訳した上で確認することができます。さらにOBMは、すべての会計データを自動的に分析し、ミスや不正と思われる取引を抽出する内部監査支援機能を搭載しています。この機能が「内部監査支援装置、内部監査支援方法および内部監査支援プログラム」に関する発明として特許が認められました。

(3) 当社名誉会長によるTKC会員に対する株式無償譲渡について

当社名誉会長である飯塚真玄氏は平成31年3月、税理士法第33条の2に規定される書面添付に取り組むTKC会員222名に対し、個人で保有する当社普通株式を無償譲渡されました。この無償譲渡は平成30年3月から令和4年3月までの5年間、100万株を上限として実施しているものです。対象となるのは「書面添付の推進」に取り組むTKC会員で、昨年に続き2回目となる譲渡を行いました。

なお、飯塚真玄氏は平成18年にも弟故飯塚容晟氏（元当社副社長）と共に個人所有の当社株式合計300万株を6,657名のTKC会員に贈与されています。

5. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社の顧客である税理士および公認会計士（以下、TKC会員）1万1,300名（平成31年3月末日現在）が組織するTKC全国会（会長：坂本孝司氏）との密接な連携の下で事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、TKCグループホームページ（<https://www.tkc.jp/>）でご確認ください。

(1) TKC全国会が展開する運動について

TKC全国会では、創設50周年（2021年）に向けての政策課題を踏まえて、2019年から2021年の3カ年の運動方針と2019年度戦略目標を発表しました。その内容は以下の通りです。

【TKCブランドで社会を変えるための運動方針】

- ① 「TKC方式による書面添付」の推進（2019年度目標：法人書面添付13.4万社）
- ② 「TKCモニタリング情報サービス」の推進（2019年度目標：12万社24万件）
- ③ 「TKC方式の自計化」の推進（2019年度目標：27.7万社）

併せて、TKC全国会の取り組みが多く金融機関から注目を集める中で、TKC会員事務所の経営基盤をさらに強固なものとするため、以下の強化策が打ち出されています。

- ①「TKC会計人の行動基準書」を理解し、実践しよう
- ②「巡回監査士」「巡回監査士補」を増大させよう
- ③「認定経営革新等支援機関」として経営助言業務を強化しよう

(2) 会計事務所事業部門による戦略目標達成に向けた活動

当社では、TKC全国会が掲げる運動方針にもとづき、2019年度戦略目標の達成に向けた営業活動を展開しています。

① TKCモニタリング情報サービスの推進

当第2四半期は、TKCモニタリング情報サービスの推進を会計事務所事業部門の最重要戦略目標に設定し、TKC会員事務所と金融機関にその普及を図りました。TKCモニタリング情報サービスは、TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書などの財務情報を、関与先企業の経営者からの依頼にもとづいて、無償で金融機関に開示するためのクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書の場合は税務署に対して電子申告した直後に行われます。

当第2四半期は、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の3帳表で確認できることを訴求しました。

- 1) TKC会員が実践する税理士法第33条の2に基づく添付書面
- 2) 株式会社TKCが、会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と法人税申告書の一気通貫を過去3年(36ヵ月)にわたって証明する「記帳適時性証明書」
- 3) 日本税理士会連合会、全国信用保証連合会が制定した中小会計要領チェックリストこうした活動の結果、当サービスを採用する金融機関は急速に増加し、平成31年3月末日現在で全国約400の金融機関に採用されています。また、7万7,000件を超える決算書等が金融機関に開示されました。

② TKC方式による自計化の推進 (FXシリーズの推進)

当第2四半期においては、令和元年10月に施行が予定される改正消費税法に対応するため、軽減税率導入に伴う実務上の注意点についてTKC会員事務所向けの研修会を全国で開催するとともに、事務所ごとに自計化推進目標の決定と対象企業の絞り込み、および具体的な推進方法を検討する自計化推進会議の開催を支援しました。その結果、FXシリーズのユーザー数は平成31年3月末日現在で26万社を突破しました。

③ 電子帳簿保存法への完全対応支援

平成30年度税制改正において、所得税の申告に際して、1)帳簿の保管に関して電子帳簿保存法の適用を受けている場合、または2)電子申告を実施した場合は、青色申告の特別控除額を10万円優遇する旨の内容が盛り込まれました。これは、電子帳簿保存法に基づいて申告の基礎となる帳簿記録の加除訂正履歴を保存している事業者を税制上優遇するという点で画期的な改正であり、この流れは今後、法人税にも波及していくものと考えられています。

また、前述の通り「FXシリーズ」をはじめとする当社システムは、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)から「電子帳簿ソフト法的要件認証」を受けています。この認証を受けたFXシリーズ等の普及を通じて電子帳簿保存法への完全対応を支援しています。

④ 会員導入 (TKC全国会への入会促進)

TKC全国会では、令和2年12月末日までにTKC会員事務所を1万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、TKC全国会ニューメンバーズ・サ

ービス委員会等と密接に連携して会員導入活動を展開しています。

当第2四半期においては、中堅・大型事務所および独立開業を予定している税理士・公認会計士などを対象とした各種セミナーを開催し、新規入会を促進しました。

こうした活動の結果、平成31年3月末日現在のTKC会員は約9,700会計事務所、1万1,300会員となりました。なお事務所数と会員数の違いは、1事務所に複数会員が所属することによります。

(3) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

① 「中小会計要領」の普及のための支援活動

TKC全国会では、中小企業である関与先企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。本要領は、1)自社の経営状況の把握に役立つ会計、2)利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計、3)会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、4)中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿ったものとなっています。

当社は、その普及・活用に向けたTKC全国会の運動を支援するため、教材等の整備と他の中小企業支援団体との連携に継続的に取り組んでいます。

② 「記帳適時性証明書」の発行

当社では、TKC会員が当社の会計システムを利用する際にTKCインターネット・サービスセンターに自動的に残される処理履歴データと時系列に保存されている会計データを活用して、金融機関などの第三者が客観的にTKC会員事務所の業務水準を判定するための資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。

このサービスは、TKC会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものであり、TKC会員が毎月、関与先企業に向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを、当社が第三者として証明するものです。

(4) 大企業市場への展開

当社は、TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務の合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関連会社をTKC会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

この活動に資するシステムとして、「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」、電子申告システム「e-TAXシリーズ」、固定資産管理システム「FAManager」、TKC証憑ストレージサービス「TDS」、海外ビジネスモニター「OBMonitor」ほか）を提供しています。

当第2四半期においては当社システムに対する認知度とブランド力の向上を図るため、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成31年3月末日現在の会員数は約1,320名）およびTKC全国会海外展開支援研究会（平成31年3月末日現在の会員数は約630名）と連携し、平成30年度税制改正で資本金1億円超の大法人に義務付けられた電子申告への対応のためのセミナーや、収益認識に関する会計基準の制定、海外子会社の不正リスク対応をテーマとしたセミナー等を開催し、提案活動を展開しました。

こうした活動の結果、「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、平成31年3月末日現在で約3,550企業グループとなりました。なお、当社の税務情報システムは日本の上場企業の売上トップ100社のうち90%超の企業で採用されています。

(5) 法律情報データベースの市場拡大

当社が独自に構築した法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全法律分野にわたる判例・裁決等を収録しており、平成31年3月末日現在で29万6,000件超とわが国最大の文献収録件数を誇るサービスとなっています。

また「LEX/DBインターネット」を中核とする総合的な法律情報データベースである「TKCローライブラリー」は、93万6,000件を超える論文等の所在情報に加えて、株式会社ぎょうせい殿、株式会社日本評論社殿、株式会社有斐閣殿、株式会社中央経済社ホールディングス殿、判例タイムズホールディングス株式会社殿などの法律専門出版社等18社が運用する57の法律情報データベースと連動しており、そのアクセス可能な情報総数は260万件を超えています。

① 「TKCローライブラリー」の利用拡大

「TKCローライブラリー」の販売促進では、実務に役立つコンテンツを顧客別にパッケージ化（法律事務所向け「法律事務所パック」、企業法務向け「企業法務パック」）することで、その活用をアピールすることに継続して取り組んできました。

当第2四半期においては、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへの積極的な提案活動の結果、ユーザー数は5万IDを超え、平成31年3月末日現在で2万500超の諸機関で利用されています。

② アカデミック市場における展開

「TKC法科大学院教育研究支援システム」を利用する54校の法科大学院に対し、システムの利用を基盤とした早期学修支援制度の導入を提案し、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」に応募できるよう支援しています。

また、当期から大学の学部を対象に「公務員試験学習ツール」の販売促進活動を本格化し、平成31年3月末日現在で16校が契約、60校がトライアル利用を開始しています。

6. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 地方公共団体向けクラウドサービスの開発・提供

当社では、全国の地方公共団体（主に市区町村）を対象とした「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは、「住民向けサービス」「基幹系サービス」「庁内情報系サービス」の各種業務を支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されています。

特にTASKクラウドサービスは、当社データセンターを運用拠点として全国の市区町村が共同で利用する単一のパッケージシステムであることから、国（総務省）の「自治体クラウド」推進政策の観点からも注目されています。

当第2四半期においては、平成31年春に本稼働を迎える新規受注団体の円滑なシステム移行を支援したほか、改元や消費税法改正等への対応など既存システムの機能強

化に努めました。また、積極的な提案活動を展開した結果、当社の基幹系システムは平成31年3月末日現在で全国150を超える団体に採用されています。

(2) 住民向けクラウドサービスの拡充

マイナンバーカードの活用策として、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付サービスを導入・検討する市区町村が増えています。

当社では、これを実現するシステムとして「T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。本システムは全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして数多くの稼働実績を持ち、平成31年3月末日現在で神戸市、北九州市などの政令指定都市を含め全国70を超える団体に採用されています。

当第2四半期においては、各種機能の強化拡充を図るほか、本システムの仕組みを利用して庁内の窓口サービス改革を支援する「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」とともに積極的な提案活動を実施しました。

(3) 地方税電子申告のクラウド化への対応

一般社団法人地方税電子化協議会（平成31年4月1日から地方共同法人地方税共同機構へ業務移行）の認定委託先事業者として、同協議会が運営する地方税電子申告・電子納税の標準システムサービスをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各団体が運用する住民税等の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

また、本サービスの推進にあたっては、アライアンスパートナー契約を結ぶ全国47社とともに提案活動を展開しています。その結果、システムの中核をなす「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、平成31年3月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる760を超える団体に採用されています。

当第2四半期においては、令和元年10月から全国一斉に運用がはじまる地方税共通納税システムに対応するため、データ連携サービスなど関連サービスの機能強化および積極的な提案活動に取り組みました。

(4) 地方公会計の統一的な基準への対応

市区町村においては、これまでの「現金主義会計」（単式簿記）に代えて「発生主義会計」（複式簿記）を採用して、財務書類などを作成・開示するとともに、そのデータを行政経営に活用することが求められています。

これを支援するため、当社では国が推奨する日々仕訳方式に対応した「T A S Kクラウド公会計システム」とその関連システムとして「T A S Kクラウド固定資産管理システム」「T A S Kクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当第2四半期においては、総務省の地方公会計の推進に関する研究会が示した経年・他団体比較を可能とする統一的な開示様式への対応など（地方公会計情報の「見える化」と活用）を支援する各種機能の開発・強化に取り組みました。また、新規顧客への提案活動を展開した結果、その利用団体数は、平成31年3月末日現在で全国で190団体以上に達しています。

(5) その他、法律および制度改正等への対応

政府は、平成31年3月に行政手続きを原則オンライン化する「デジタル手続法案」を閣議決定し、今通常国会に提出しました。早ければ今国会にも成立の見込みで、これにより全国の市区町村には各種申請手続きに加え本人確認や手数料納付についてもオンライン化を図り、利用者（行政、国民、事業者）全体の利便性向上を図ることが求められます。

こうした状況を踏まえて、当社では新製品・サービスの企画と開発を一段と加速するとともに最新情報の収集・発信など顧客サポートを強化するため、平成30年10月1日付でシステム企画本部を新設するなど大幅な組織変更を行いました。

当第2四半期においては、システム企画本部を中心に営業・開発・運用の各部門が連携してデジタル・ガバメントに関する情報収集・発信へ取り組むとともに、最先端デジタル技術を活用した次世代システム・サービスの調査・研究、開発を進めました。

7. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データプリントサービス（以下、DPS）事業およびビジネスフォームの印刷を基軸に事業展開しています。

DPS分野では、今期は選挙関連のスポット受注がなかったという減少要因があったものの、官公庁の大口物件受注増、民間企業からのDM受注増により、売上高は前期に対して増加しました。

ビジネスフォーム印刷分野では、ビジネス帳票の需要が減ったことにより、前期に対して売上高は減少となりました。

中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	期 別	当中間期末 (平成31年3月31日現在)	前 期 末 (平成30年9月30日現在)
		金 額	金 額
(資 産 の 部)			
流 動 資 産		32,179	31,747
現金及び預金		21,864	22,268
受取手形及び売掛金		8,373	7,690
たな卸資産		690	619
その他		1,277	1,204
貸倒引当金		△27	△35
固 定 資 産		58,844	58,454
有 形 固 定 資 産		18,019	17,464
建物及び構築物(純額)		7,963	7,991
土地		6,894	6,922
その他(純額)		3,160	2,550
無 形 固 定 資 産		3,389	3,707
投 資 そ の 他 の 資 産		37,435	37,282
投資有価証券		22,523	24,026
長期預金		6,500	6,000
差入保証金		1,308	1,318
その他		7,103	5,937
資 産 合 計		91,023	90,202

(単位：百万円)

科 目	期 別	当中間期末 (平成31年3月31日現在)	前 期 末 (平成30年9月30日現在)
		金 額	金 額
(負 債 の 部)			
流 動 負 債		13,241	13,955
買 掛 金		2,821	2,824
電 子 記 録 債 務		801	1,080
短 期 借 入 金		212	142
未 払 金		3,198	3,661
未 払 法 人 税 等		1,809	1,689
賞 与 引 当 金		2,745	3,169
そ の 他		1,652	1,387
固 定 負 債		5,051	3,696
長 期 借 入 金		509	580
退 職 給 付 に 係 る 負 債		2,158	2,036
株 式 給 付 引 当 金		527	—
そ の 他		1,856	1,078
負 債 合 計		18,293	17,651
(純 資 産 の 部)			
株 主 資 本		71,359	69,944
資 本 金		5,700	5,700
資 本 剰 余 金		5,637	5,409
利 益 剰 余 金		61,821	59,806
自 己 株 式		△1,799	△971
その他の包括利益累計額		△78	917
その他有価証券評価差額金		△78	917
新 株 予 約 権		—	235
非 支 配 株 主 持 分		1,448	1,453
純 資 産 合 計		72,730	72,550
負 債 純 資 産 合 計		91,023	90,202

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

期 別 科 目	当中間期 (自 平成30年10月1日 至 平成31年3月31日)	前中間期 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)
	金 額	金 額
売 上 高	31,936	30,319
売 上 原 価	11,160	10,260
売 上 総 利 益	20,776	20,058
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	16,098	15,187
営 業 利 益	4,678	4,871
営 業 外 収 益	173	119
受 取 利 息	15	16
受 取 配 当 金	63	54
保 険 配 当 金	6	4
受 取 地 代 家 賃	26	22
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	13	5
そ の 他	48	15
営 業 外 費 用	1	1
支 払 利 息	1	1
為 替 差 損	0	0
そ の 他	0	0
経 常 利 益	4,850	4,989
特 別 利 益	279	0
固 定 資 産 売 却 益	0	0
新 株 予 約 権 戻 入 益	274	—
そ の 他	5	—
特 別 損 失	15	54
固 定 資 産 売 却 損	10	—
固 定 資 産 除 却 損	5	4
投 資 有 価 証 券 評 価 損	—	49
税 金 等 調 整 前 四 半 期 純 利 益	5,114	4,935
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,681	1,748
法 人 税 等 調 整 額	△46	△127
法 人 税 等 合 計	1,635	1,621
四 半 期 純 利 益	3,478	3,314
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 四 半 期 純 利 益	12	15
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 四 半 期 純 利 益	3,466	3,298

中間連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

科 目	期 別	当中間期 (自 平成30年10月1日 至 平成31年3月31日)	前中間期 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		3,651	2,658
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,932	△2,227
財務活動によるキャッシュ・フロー		△2,123	△1,646
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△403	△1,216
現金及び現金同等物の期首残高		19,268	17,039
現金及び現金同等物の四半期末残高		18,864	15,822

会社概要

1. 商号 株式会社TKC
2. 英文社名 TKC Corporation
3. 本店所在地 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
4. 設立年月日 昭和41年10月22日
5. 資本金 57億円
6. 発行済株式の総数 26,731,033株
7. 従業員数 連結：2,593名／個別：2,187名
8. ホームページアドレス <https://www.tkc.jp/>
9. 主要な事業所

栃木本社（本店）	栃木県宇都宮市
東京本社	東京都新宿区
システム開発研究所	栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター	栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（9拠点）	
北海道	北海道札幌市
東北	宮城県仙台市
栃木	栃木県宇都宮市
東京	東京都練馬区
中部	愛知県春日井市
関西	大阪府茨木市
中四国	岡山県岡山市
九州	福岡県古賀市
沖縄	沖縄県那覇市
統括センター（4拠点）	
東日本	埼玉県さいたま市
首都圏	東京都新宿区
近畿中部	大阪府大阪市
西日本	岡山県岡山市
SCGサービスセンター（56拠点）	
地方公共団体事業部地域営業所（13拠点）	
サプライ事業部支社（2拠点）	

10. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 T L P	100百万円	55.0%	印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売
TKC保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売
TKCカスタマーサポートサービス株式会社	25百万円	100%	ヘルプデスクサービス業務

役員等の状況

名誉会長		飯	塚	真	玄
役員					
代表取締役 社長執行役員	すみ	角		かず	ゆき
代表取締役 副社長執行役員	いわ	岩	た		ひとし
代表取締役 専務執行役員	い	飯	づか	まさ	のり
取締役 常務執行役員	い	伊	とう		まこと
取締役 常務執行役員	ゆ	湯	ざわ	まさ	お
取締役 常務執行役員	い	五十	がらし	やす	お
取締役 常務執行役員	ひ	飛	たか		さとし
取締役 執行役員	かり	苅	や	たけ	ひろ
社外取締役	た	田	ぐち		みさお
社外取締役	おし	押	だ	よし	まさ
常勤監査役	みや	宮	した	つね	お
常勤監査役	なか	中	にし	きよ	つぐ
社外監査役	まつ	松	もと	けん	じ
社外監査役	たか	高	しま	よし	き
					樹

株主MEMO

1. 事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで
2. 定時株主総会 毎年12月に開催します。
3. 単元株式数 100株
4. 基準日 (1)定時株主総会・期末配当基準日
毎年9月30日
(2)中間配当基準日
毎年3月31日
5. 株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先・電話照会先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-711（フリーダイヤル）
7. 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6. 郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
9. 買取・買増の手数料 以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数又は買い増した単元未満株式の数で按分した金額（算式）
1株当たりの買取価格又は1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち
100万円以下の金額につき 1.150%
（注）1単元当たりの算定額が2,500円に満たない場合は、2,500円とする。
10. 未払配当金の支払いについて 三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6. 郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
11. 配当金計算書について 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。確定申告をなされる株主様は大切に保管ください。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
12. 株主様のご住所・お名前に使用する文字に関するご案内 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。